

2005年8月5日

## 「住友林業の家」におけるアスベスト（石綿）使用状況・対応について

当社住宅本部にて販売しております「住友林業の家」につきまして、本日現在判明しておりますアスベスト（石綿）を含む建材の使用実績、および今後の対応についてお知らせいたします。

### 1. 現在のアスベスト（石綿）を含む建材の使用について

現在の「住友林業の家」標準仕様について、アスベスト（石綿）を含んだ建材は使用しておりません。

※平成14年11月以降の標準仕様からアスベスト（石綿）を含まないものに切り替えております。

### 2. 過去のアスベスト（石綿）を含む建材の使用について

上記1. の※注記以前につきましては標準仕様に一部アスベスト（石綿）を含む建材を採用しておりました。

【該当する主な建材】（商品・仕様・建築年度によって異なります）

スレート系屋根材

窯業系外壁材（サイディング系）

窯業系軒天材および破風材

台所の耐火壁下地等

これら建材（成形板）のほとんどが環境省等のいう「非飛散性アスベスト製品」となります。これら製品はアスベスト繊維がセメント等で固定されていることから通常の居住での使用においてはアスベストが飛散する事は無いと言われております。

※ご参考

「建築物内でアスベストを含有する建材からアスベスト繊維が浮離していなければ、建築物内の空気は一般環境大気と同じ程度の濃度と考えられる。」

（厚生労働省ホームページ平成17年7月29日付「アスベスト（石綿）についてQ&A」昭和63年2月1日付環境庁大気保全局大気規制課長・厚生省生活衛生局企画課長通知より抜粋）

「住友林業の家」にお住まいのお客様にはオーナー様専用情報誌「すてきな家族通刊68号」（平成17年10月発行予定）にて特集記事を掲載させていただきます。

### 3. 解体工事の対応について

現在、解体工事時には「石綿障害予防規則（厚生労働省：平成17年7月1日施行）」に則り、アスベスト飛散防止・保護などに対応した工事をおこなう必要があります。当社がおこなう解体工事は上記「石綿障害予防規則」に準拠して実施しております。

なお、現在「住友林業の家」にお住まいで解体およびリフォーム工事をご計画のお客様は当社お問合せ窓口までご相談願います。

### 4. 今後の対応について

法令を遵守しながら関係省庁・業界団体・建材製造会社などと連携の上、対処して参ります。

【アスベスト（石綿）問題に関する関連ホームページ】

国土交通省 : [http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010714\\_4\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010714_4_.html)

厚生労働省 : <http://www.mhlw.go.jp/index.html>

環境省 : <http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

経済産業省 : <http://www.meti.go.jp/press/20050715005/20050715005.html>

以上

**<お問合せ先>**

「住友林業の家」にお住まいのお客様へ  
お客様ごとに状況が異なることから、全国の住宅本部・住宅営業部・支店「お客様センター」  
にて対応させていただきます。お問合せにつきましてはご担当しております最寄の住宅本部・  
住宅営業部・支店までお願い致します。

**<本件リリースに関するお問合せ>**

住友林業株式会社  
コーポレート・コミュニケーション室 佐野  
TEL 03-3214-2270